

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>（一般担保）</p> <p>第三十七条 一般電気事業者たる会社の社債権者（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債の社債権者を除く。）は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一般担保）</p> <p>第三十七条 一般電気事業者たる会社の社債権者（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項に規定する短期社債の社債権者を除く。）は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 （略）</p>